

別表 1

第2の4 交付対象

① 施設の種類	② 設置根拠等	③ 設置者	④ 補助率
(1) 保護施設	生活保護法第41条	社会福祉法人又は日本赤十字社	3 / 4
(2) 社会事業授産施設	社会福祉法第2条第2項第7号	社会福祉法人	3 / 4
(3) 障害福祉サービス事業所等			
ア 障害福祉サービス事業所 (療養介護を除く。)	障害者総合支援法第79条第2項	障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人 (社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。)	3 / 4
イ 障害福祉サービス事業所 (療養介護に限る。)	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4
ウ 障害者支援施設	障害者総合支援法第83条第4項	地方税法(昭和25年法律第226号)第348条第2項第10の6号及び第10の7号の規定により固定資産税を課さないこととされている法人(社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人又は公益財団法人等。医療法人を除く。)	3 / 4
(4) 居宅介護事業所、短期入所事業所、就労選択支援事業所、就労定着支援事業所、自立生活援助事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4
(5) 身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉法第28条第3項	社会福祉法人	3 / 4
(6) 福祉ホーム	障害者総合支援法第79条第2項	社会福祉法人等	3 / 4
(7) 応急仮設施設	平成17年10月5日社援発第1005010号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて」	本表中の施設の種類ごとに定められている設置者	3 / 4
(8) 無料低額宿泊所	社会福祉法第2条第3項第8号	社会福祉法人等	3 / 4

別表 1

(9) 日常生活支援住居施設	生活保護法第30条	社会福祉法人等	3 / 4
(1 0) 女性自立支援施設	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条	社会福祉法人	3 / 4
(1 1) その他施設	別途知事が定める基準	社会福祉法人又は日本赤十字社	3 / 4

別表 2 - 1

算 定 基 準

<保護施設等の場合（３の（１）に掲げる施設）>

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	ア 定員 1 人当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表 3 - 1 又は別表 3 - 2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 12 条第 1 項又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第 11 条第 1 項に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表 3 - 3 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 (ウ) 地震防災対策特別措置法第 2 条に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業（以下「地震防災緊急事業五箇年計画」という。）のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造の改築として行う場合）として行う場合には別表 3 - 4 又は別表 3 - 5 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 イ 一部改築及び拡張 平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費に	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものにあつて、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。） ただし、別の負担（補助）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
	おける一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算定された額を基準額とする。 ウ 都市部等において高層化して整備する場合であって、平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005011 号厚生労働省社会・援護局長通知「都市部における社会福祉施設の整備の促進について」に定める基準に適合する整備を行うときは、上記に定める方法により算定された額に対して 0.08 を乗じて得た額を加算する。	
介護用リフト等特殊付帯工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	介護用リフト等の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設近代化整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等近代化の整備に必要な工事費又は工事請負費
授産施設等整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	授産施設等の整備に必要な工事費又は工事請負費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 2－2

算 定 基 準

＜障害者福祉関係施設の場合（３の（２）、（３）及び（４）に掲げる施設）＞
創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	1 施設当たり基準単価を適用する場合 (ア) 別表 3－6 又は別表 3－7 に掲げる 1 施設当たり基準単価（障害福祉サービス事業のみを実施する多機能型事業所を整備する場合には、多機能型として一体的に行う各事業の利用定員の合計（以下、「総定員」という。）に応じた基準単価。児童福祉法に基づく障害児通所支援事業を実施する多機能型事業所を整備する場合には、総定員に応じた基準単価に障害福祉サービス事業に係る利用定員を乗じ、総定員で除した額。以下、この表において同じ。）を基準額とする。 (イ) 津波避難対策緊急事業計画に基づく事業として行う場合には別表 3－8 に掲げる 1 施設あたり基準単価を基準額とする。 (ウ) 地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合には別表 3－9 又は 3－10 に掲げる 1 施設当たり基準単価を基準額とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものにあつて、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。） ただし、別の補助（負担）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 2－3

算 定 基 準

＜困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）＞

創設、増築、増改築、改築、拡張及び老朽民間社会福祉施設整備

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの (ア) 別表 3－1 1 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 (イ) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項第 4 号又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項第 4 号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表 3－1 2 に掲げる定員 1 人当たり基準単価に定員を乗じて得た額を基準額とする。 イ 一部改築及び拡張 平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算定された額を基準額とする。 ウ 心理治療室を整備する場合は、別表 3－1 1 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものにあつて、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6％に相当する額を限度額とする。以下同じ。） ただし、別の補助（負担）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
	額を加算とする。 なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項第 4 号又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項第 4 号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表 3－1 2 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 エ 保育室を整備する場合には、別表 3－1 1 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項第 4 号又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項第 4 号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表 3－1 2 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 オ 学習室を整備する場合には、別表 3－1 1 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額	

1 種目	2 基準額	3 対象経費
	を加算する。 なお、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 12 条第 1 項第 4 号又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 16 年法律第 27 号）第 11 条第 1 項第 4 号に規定する津波避難対策緊急事業計画（以下「津波避難対策緊急事業計画」という。）に基づく事業として行う場合には別表 3－1 2 に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を加算する。 カ 地域に密着した独自の事業を実施するための場等を確保する整備であって、平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005014 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」に定める基準に適合する整備を行うときは、別表 3－1 3 に定める基準額を加算する。	
余裕教室活用促進事業	余裕教室を困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 9 条第 6 項に基づく困難な問題を抱える女性を一時保護する施設及び「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和 2 年 12 月 9 日 2 文科施第 281 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）に規定されている「報告事項」に該当する施設に改築する場合は、別	（1）余裕教室を社会福祉施設等に改築（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）するために必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費 （2）暖房設備工事費 暖房設備に必要な工事費又は工事請負費

1 種目	2 基準額	3 対象経費
	表 3－1 3 に定める基準額とする。	(3) 冷房設備工事費 冷房設備に必要な工事費 又は工事請負費 (4) 冷暖房設備工事費 冷暖房設備に必要な工事 費又は工事請負費 (5) 浄化槽設備工事費 浄化槽設備に必要な工事 費又は工事請負費
特殊付帯工 事費	別表 3－1 3 に定める基準額とする。	特殊付帯工事費に必要な 工事費又は工事請負費
解体撤去工 事費及び仮 設施設整備 工事費	知事が必要と認めた施設及び額とす る。	解体撤去に必要な工事費 又は工事請負費及び仮施設 整備に必要な賃借料、工事 費又は工事請負費

別表 2－4

算 定 基 準

＜困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）＞

耐震化等整備事業（増改築、改築及び老朽民間社会福祉施設整備）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	ア 1世帯当たり基準単価を適用するもの 別表 3－1 4に掲げる 1 世帯当たり基準単価に定員（世帯）を乗じて得た額を基準額とする。 イ 一部改築 平成 17 年 10 月 5 日社援発第 1005009 号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における一部改築及び拡張に係る国庫補助金の算出方法の取扱いについて」により算定された額を基準額とする。	施設の整備（施設の整備と一体的に整備するものにあつて、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。以下同じ。） ただし、別の補助（負担）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表 2－5

算 定 基 準

＜困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく施設の場合（３の（６）に掲げる施設）＞

（別表 2－3 及び別表 2－4 に掲げる整備以外の事業）

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認めた額とする。	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。） ただし、別の補助（負担）金又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）
スプリンクラー設備等工事費（既存施設）	別表 3－15 に掲げる 1 m ² 当たり基準単価にスプリンクラー設備に係る施設面積を乗じて得た額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費
防犯対策強化に係る整備	知事が必要と認めた施設及び額とする。	防犯対策強化に係る整備に必要な工事費又は工事請負費（第 2 の 5 に定める費用を

1 種目	2 基準額	3 対象経費
		除く。) 及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であつて、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の 2.6%に相当する額を限度額とする。）。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。

別表 2－6

算 定 基 準

(別表 2－1、2－2、2－3、2－4、2－5 及び別表 4 に掲げる整備以外の事業)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	大規模修繕等及びその他特別な工事費については、知事が必要と認めた額とする。	施設整備に必要な工事費又は工事請負費(第 2 の 5 に定める費用を除く。)及び工事事務費(工事施工のために直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の 2.6% に相当する額を限度額とする。以下同じ。) ただし、別の負担(補助)金若しくはこの区分と別の区分又はこの種目とは別の種目において別途補助対象とする費用を除き(以下同じ。)、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む(以下同じ。)
スプリンクラー設備等工事費(既存施設)	知事が必要と認めた施設及び額とする。	スプリンクラー設備等に必要な工事費又は工事請負費
仮施設設置工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	仮施設設置整備に必要な賃貸料、工事費又は工事請負費

別表 3－1

令和 8 年度定員 1 人当たりの補助基準単価

(単位：円)

施設の種類			基準単価
救護施設	本体	都市部	7,910,000
		標準	7,530,000
	初度設備相当加算		115,000
	個室整備加算	都市部	553,000
		標準	527,000
更生施設	本体	都市部	7,910,000
		標準	7,530,000
	初度設備相当加算		115,000
	個室整備加算	都市部	553,000
		標準	527,000
授産施設		都市部	3,410,000
		標準	3,250,000
	初度設備相当加算		115,000
宿所提供施設		都市部	2,710,000
		標準	2,580,000
	初度設備相当加算		115,000
社会事業授産施設		都市部	3,410,000
		標準	3,250,000
	初度設備相当加算		115,000
日常生活支援住居施設		都市部	2,710,000
		標準	2,580,000
	初度設備相当加算		115,000

注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により都市部特例割増加算後の単価であること。

- 改築設備に係る初度設備相当加算は、基準単価の2分の1以内で知事が必要と認めた額であること。
- 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。
- 個室整備加算は、定員の3割以内を限度とする。

別表 3－2

(耐震化等整備を行う場合)

令和 8 年度定員 1 人当たりの補助基準単価 (単位：円)

施設の種類		基準単価
救護施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000
更生施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000

- 注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月 5 日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表 3－3

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合）

令和 8 年度定員 1 人当たりの補助基準単価

（単位：円）

施設の種類		基準単価
救護施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000
更生施設	都市部	10,830,000
	標準	10,320,000
授産施設	都市部	4,630,000
	標準	4,410,000
宿所提供施設	都市部	3,680,000
	標準	3,510,000
社会事業授産施設	都市部	4,630,000
	標準	4,410,000

- 注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月 5 日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 救護施設にサテライト型救護施設を設置する場合には、救護施設の基準を適用する。

別表 3－4

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として行う場合）

令和 8 年度定員 1 人当たりの補助基準単価			(単位：円)
施設の種類			基準単価
救護施設	本体	都市部	8,790,000
		標準	8,370,000
	初度設備相当加算		128,000
	個室整備加算	都市部	615,000
		標準	585,000

- 注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月 5 日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 改築設備に係る初度設備相当加算は、基準単価の 2 分の 1 以内で知事が必要と認めた額であること。
- 3 木造施設の改築として行う場合に限る。
- 4 個室整備加算は、定員の 3 割以内を限度とする。

別表 3－5

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合）

令和 8 年度定員 1 人当たりの補助基準単価 （単位：円）

施設の種類		基準単価
救護施設	都市部	12, 040, 000
	標準	11, 470, 000

- 注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月 5 日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表 3 - 6

令和 8 年度 1 事業（1 施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類			基準単価
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日 中活動部 分）	利用定員 20人以下	都市部 72,900,000 標準 69,500,000
		21人～40人	都市部 147,100,000 標準 140,100,000
		41人～60人	都市部 246,000,000 標準 234,300,000
		61人～80人	都市部 345,400,000 標準 329,000,000
		81人～100人	都市部 445,200,000 標準 424,000,000
		101人～120人	都市部 543,600,000 標準 517,800,000
		121人以上	都市部 643,500,000 標準 612,900,000
	施設入所 支援整備 加算及び 本体（宿 泊型自立 訓練）	利用定員 20人以下	都市部 58,800,000 標準 56,000,000
		21人～40人	都市部 118,700,000 標準 113,100,000
		41人～60人	都市部 198,700,000 標準 189,300,000
		61人～80人	都市部 280,000,000 標準 266,700,000
		81人～100人	都市部 359,700,000 標準 342,600,000
		101人～120人	都市部 441,000,000 標準 420,000,000
		121人以上	都市部 521,000,000 標準 496,200,000
	就労・訓練事業等整備加算		都市部 56,200,000 標準 53,600,000
	大規模生産設備等整備加算		都市部 185,500,000 標準 176,700,000
	短期入所整備加算		都市部 15,100,000 標準 14,400,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 17,700,000 標準 16,900,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立 生活援助、相談支援整備加算		都市部 12,400,000 標準 11,900,000
	居宅介護整備加算		都市部 8,400,000 標準 8,000,000
	避難スペース整備加算		都市部 48,900,000 標準 46,500,000

療養介護	本体	利用定員 20人以下	都市部 標準	132,900,000 126,600,000
		21人～40人	都市部 標準	267,000,000 254,400,000
		41人～60人	都市部 標準	445,100,000 423,900,000
		61人～80人	都市部 標準	626,400,000 596,700,000
		81人～100人	都市部 標準	806,200,000 767,900,000
		101人～120人	都市部 標準	985,600,000 938,700,000
		121人以上	都市部 標準	1,165,500,000 1,110,000,000
		就労・訓練事業等整備加算		都市部 標準
	大規模生産設備等整備加算		都市部 標準	185,500,000 176,700,000
	短期入所整備加算		都市部 標準	15,100,000 14,400,000
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 標準	17,700,000 16,900,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部 標準	12,400,000 11,900,000
	居宅介護整備加算		都市部 標準	8,400,000 8,000,000
	避難スペース整備加算		都市部 標準	48,900,000 46,500,000
共同生活援助	本体	定員 4 人～10人	都市部 標準	34,600,000 33,000,000
		短期入所整備加算	都市部 標準	15,100,000 14,400,000
		エレベーター等設置整備加算	都市部 標準	2,730,000 2,610,000
	就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算		都市部 標準	12,400,000 11,900,000
	居宅介護整備加算		都市部 標準	8,400,000 8,000,000
	避難スペース整備加算		都市部 標準	48,900,000 46,500,000
	増築整備（既存施設の現在定員の増員）		都市部 標準	36,500,000 34,800,000
短期入所（短期入所のみの整備の場合）		都市部 標準	18,300,000 17,500,000	
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援（各事業のみの整備の場合）		都市部 標準	12,400,000 11,900,000	
居宅介護（居宅介護のみの整備の場合）		都市部 標準	8,400,000 8,000,000	
避難スペース整備（避難スペースのみの整備の場合）		都市部 標準	48,900,000 46,500,000	
補装具製作施設		都市部 標準	18,300,000 17,500,000	
盲導犬訓練施設		都市部 標準	230,100,000 219,100,000	
点字図書館		都市部 標準	63,100,000 60,100,000	

聴覚障害者情報提供施設	都市部	85,200,000
	標準	81,200,000

- 注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月 5 日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。（本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体（宿泊型自立訓練）」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体（日中活動部分）＋本体（宿泊型自立訓練）」の単価とする。）
- 3 短期入所の利用定員が 2 人以下の場合には、「短期入所整備加算」または「短期入所(短期入所のみの整備の場合)」に 2 分の 1 を乗じた額を基準額とする。

別表 3 - 7

(耐震化等整備を行う場合)

令和 8 年度 1 事業 (1 施設) 当たりの補助基準単価

(単位: 円)

事業（施設）の種類				基準単価
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日 中活動部 分）	利用定員 40人以下	都市部	195,600,000
			標準	186,300,000
		41人～60人	都市部	326,300,000
			標準	310,800,000
		61人～80人	都市部	458,500,000
			標準	436,700,000
		81人～100人	都市部	590,800,000
			標準	562,700,000
		101人～120人	都市部	721,800,000
			標準	687,400,000
		121人以上	都市部	853,800,000
			標準	813,100,000
	施設入所 支援整備 加算	利用定員 40人以下	都市部	157,800,000
			標準	150,300,000
		41人～60人	都市部	263,700,000
			標準	251,200,000
		61人～80人	都市部	371,300,000
			標準	353,700,000
		81人～100人	都市部	477,300,000
			標準	454,500,000
		101人～120人	都市部	585,300,000
			標準	557,400,000
		121人以上	都市部	690,900,000
			標準	658,100,000
就労・訓練事業等整備加算		都市部	74,700,000	
		標準	71,100,000	
短期入所整備加算		都市部	16,700,000	
		標準	15,900,000	
発達障害者支援センター整備加算		都市部	23,200,000	
		標準	22,200,000	

- 注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月 5 日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が 2 人以下の場合には、「短期入所整備加算」に 2 分の 1 を乗じた額を基準額とする。
- 4 障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表 3－8

(南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝地震対策特別措置法に基づく整備を行う場合)
令和 8 年度 1 事業 (1 施設) 当たりの補助基準単価 (単位: 円)

事業（施設）の種類				基準単価	
生活介護 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	本体（日中活動部分）	利用定員 40人以下	都市部 標準	195,600,000 186,300,000	
		41人～60人	都市部 標準	326,200,000 310,700,000	
		61人～80人	都市部 標準	458,500,000 436,700,000	
		81人～100人	都市部 標準	590,700,000 562,500,000	
		101人～120人	都市部 標準	721,700,000 687,300,000	
		121人以上	都市部 標準	853,600,000 813,000,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部 標準	157,800,000 150,300,000	
		41人～60人	都市部 標準	263,700,000 251,100,000	
		61人～80人	都市部 標準	371,200,000 353,600,000	
		81人～100人	都市部 標準	477,300,000 454,500,000	
		101人～120人	都市部 標準	584,900,000 557,100,000	
		121人以上	都市部 標準	690,800,000 657,900,000	
	就労・訓練事業等整備加算		都市部 標準	74,500,000 71,000,000	
	短期入所整備加算		都市部 標準	16,700,000 15,900,000	
	発達障害者支援センター整備加算		都市部 標準	23,200,000 22,200,000	
	療養介護	本体	利用定員 40人以下	都市部 標準	355,100,000 338,200,000
			41人～60人	都市部 標準	592,400,000 564,200,000
			61人～80人	都市部 標準	832,700,000 793,100,000
81人～100人			都市部 標準	1,071,800,000 1,020,800,000	
101人～120人			都市部 標準	1,311,000,000 1,248,600,000	
121人以上			都市部 標準	1,549,500,000 1,475,800,000	
就労・訓練事業等整備加算		都市部 標準	74,400,000 70,800,000		
短期入所整備加算		都市部 標準	20,200,000 19,300,000		
発達障害者支援センター整備加算		都市部 標準	23,200,000 22,200,000		
共同生活援助		本体	定員 4 人～10 人	都市部 標準	46,400,000 44,200,000
	短期入所整備加算		都市部 標準	20,200,000 19,300,000	

- 注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月 5 日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮設施設整備工事費の合計額を基準額とする。
- 3 短期入所の利用定員が 2 人以下の場合には、「短期入所整備加算」に 2 分の 1 を乗じた額を基準額とする。

(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第 1 に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)

令和 8 年度 1 事業 (1 施設) 当たりの補助基準単価

(単位: 円)

事業（施設）の種類				基準単価	
生活介護 自立訓練	本体（日中活動部分）	利用定員 20人以下	都市部	81,000,000	
			標準	77,200,000	
		21人～40人	都市部	163,500,000	
			標準	155,700,000	
		41人～60人	都市部	273,300,000	
			標準	260,300,000	
		61人～80人	都市部	383,800,000	
			標準	365,500,000	
		81人～100人	都市部	494,600,000	
			標準	471,100,000	
		101人～120人	都市部	604,000,000	
			標準	575,300,000	
		121人以上	都市部	715,000,000	
			標準	681,000,000	
	施設入所支援整備加算及び 本体（宿泊型自立訓練）	利用定員 20人以下	都市部	65,300,000	
			標準	62,200,000	
		21人～40人	都市部	131,900,000	
			標準	125,600,000	
		41人～60人	都市部	220,800,000	
			標準	210,300,000	
		61人～80人	都市部	311,100,000	
			標準	296,400,000	
		81人～100人	都市部	399,700,000	
			標準	380,700,000	
		101人～120人	都市部	490,000,000	
			標準	466,700,000	
		121人以上	都市部	578,900,000	
			標準	551,400,000	
	就労・訓練事業等整備加算			都市部	62,500,000
				標準	59,500,000
大規模生産設備等整備加算			都市部	206,100,000	
			標準	196,400,000	
短期入所整備加算			都市部	16,800,000	
			標準	16,000,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	19,700,000	
			標準	18,800,000	
就労選択支援、就労定着支援、自立生活援助、相談支援整備加算			都市部	13,800,000	
			標準	13,200,000	
居宅介護整備加算			都市部	9,330,000	
			標準	8,890,000	
避難スペース整備加算			都市部	54,300,000	
			標準	51,700,000	

- 注 1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて (平成17年10月 5 日社援発第1005012号)」により、都市部特例割増加算後の単価であること。
- 2 本体単価と各種加算の合計額を基準額とする。(本体単価について、宿泊型自立訓練のみを行う事業所は「本体 (宿泊型自立訓練)」、宿泊型自立訓練と併せて自立訓練等の日中活動を行う事業所は「本体 (日中活動部分) + 本体 (宿泊型自立訓練)」の単価とする。)
- 3 短期入所の利用定員が 2 人以下の場合には、「短期入所整備加算」に 2 分の 1 を乗じた額を基準額とする。
- 4 木造施設の改築として行う場合に限る。

別表 3－10

（地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設（木造施設の改築として行う場合）として耐震化等整備を行う場合）

令和8年度1事業（1施設）当たりの補助基準単価

（単位：円）

事業（施設）の種類				基準単価	
生活介護 自立訓練	本体（日中活動部分）	利用定員 40人以下	都市部	217,400,000	
			標準	207,000,000	
		41人～60人	都市部	362,500,000	
			標準	345,300,000	
		61人～80人	都市部	509,500,000	
			標準	485,200,000	
		81人～100人	都市部	656,500,000	
			標準	625,200,000	
		101人～120人	都市部	802,000,000	
			標準	763,800,000	
		121人以上	都市部	948,600,000	
			標準	903,500,000	
	施設入所支援整備加算	利用定員 40人以下	都市部	175,400,000	
			標準	167,000,000	
		41人～60人	都市部	293,000,000	
			標準	279,100,000	
		61人～80人	都市部	412,500,000	
			標準	393,000,000	
		81人～100人	都市部	530,300,000	
			標準	505,000,000	
		101人～120人	都市部	650,300,000	
			標準	619,400,000	
		121人以上	都市部	767,700,000	
			標準	731,200,000	
就労・訓練事業等整備加算			都市部	83,000,000	
			標準	79,000,000	
短期入所整備加算			都市部	18,500,000	
			標準	17,700,000	
発達障害者支援センター整備加算			都市部	25,800,000	
			標準	24,600,000	

注1 上段書きは、「社会福祉施設等施設整備費における都市部特例割増単価の取扱いについて（平成17年10月5日社援発第1005012号）」により、都市部特例割増加算後の単価であること。

2 本体単価と各種加算、解体撤去費用及び仮施設整備工事費の合計額を基準額とする。

3 短期入所の利用定員が2人以下の場合には、「短期入所整備加算」に2分の1を乗じた額を基準額とする。

4 木造の障害者支援施設の改築として行う場合に限る。

別表 3－1 1

令和 8 年度 1 世帯（1 施設）当たりの補助基準単価 (単位：円)

施設の種類		基準単価
女性自立支援施設	本体	
	（1 世帯当たり）	8, 876, 000
	初度設備加算（1 世帯当たり）	111, 000
	心理療法室整備加算（1 施設当たり）	34, 988, 000

- 注 1 改築整備に係る初度設備加算は、基準単価の 2 分の 1 以内で知事が必要と認めた額であること。
- 2 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算（一世帯当たり）の基準単価を適用とする。

別表 3－1 2

（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条第 1 項第 4 号又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第11条第 1 項第 4 号に基づく

令和 8 年度 1 世帯（1 施設）当たりの補助基準単価

施設の種類		基準単価
女性自立支援施設	本体（1 世帯当たり）	11, 715, 000
	初度設備加算（1 世帯当たり）	147, 000
	心理療法室整備加算（1 施設当たり）	46, 182, 000

- 注 1 改築整備に係る初度設備加算は、基準単価の 2 分の 1 以内で知事が必要と認めた額であること。
- 2 女性自立支援施設で一時保護委託を受け入れるための整備をする場合には、当該本体及び初度設備加算（一世帯当たり）の基準単価を適用とする。

別表 3－13

令和 8 年度 1 施設当たりの補助基準単価 (単位：円)

施設の種類		基準単価
女性自立支援施設	積雪寒冷地域体育施設	69,134,000
	地域交流スペース	26,778,000
	初度設備加算	1,455,000
	地域交流スペース（防災拠点型）	35,697,000
	初度設備加算	3,806,000
	余裕教室活用促進事業	35,697,000
	初度設備加算	6,354,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合以外)	17,663,000
	特殊付帯工事(津波避難対策緊急事業計画に基づく場合)	23,315,000

注 1 改築整備に係る初度設備加算は、基準単価の 2 分の 1 以内で知事が必要と認めた額であること。

別表 3－1 4

(耐震化整備事業)

令和 8 年度 1 世帯当たりの補助基準単価

施設の種類		(単位：円) 基準単価
女性自立支援施設	本体	13, 464, 000

別表 3－15

令和8年度 1㎡当たりの補助基準単価 (単位：円)

施設の種類		基準単価
女性自立支援施設	スプリンクラー設備工事(既存施設) ※	12,000

※創設・増築・増改築・改築・拡張及び老朽民間児童福祉施設整備以外の事業に限る

別表 4

算 定 基 準

(その他施設)

1 種目	2 基準額	3 対象経費
本体工事費	次に掲げる額として、改築及び大規模修繕等の工事費については、知事が必要と認めた額とする。 知事が必要と認めた面積 鉄筋 知事が認めた額 ブロック 知事が認めた額 木造 知事が認めた額	施設整備に必要な工事費 又は工事請負費及び工事事務費
解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	知事が必要と認めた施設及び額とする。	解体撤去に必要な工事費 又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費